

令和8年度出会い・結婚支援事業デジタルプロモーション委託業務(動画制作等業務)
公募型プロポーザル審査要領

令和8年度出会い・結婚支援事業デジタルプロモーション委託業務(動画制作等業務)に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度出会い・結婚支援事業デジタルプロモーション委託業務(動画制作等業務)公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は150点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 基本的な考え方及び想定される効果 | (20点) |
| (2) 動画コンテンツ制作について | (90点) |
| (3) 業務への取組体制 | (15点) |
| (4) 業務全体のスケジュール | (10点) |
| (5) 経費見積 | (10点) |
| (6) 県が推進する施策への取組について | (5点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所
令和8年4月13日(月)14時～(予定)
高知県庁内または近隣の会議室(別途通知)
- (2) プレゼンテーション
ア プレゼンテーションの時間は1社20分とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
イ 参加者の審査会場への入場は1参加者あたり3名までとします。
ウ 順番は、別途お知らせします。
エ プレゼンテーションで使用できる資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査委員会の協議により候補者と次点者を選定します。
- (5) 各審査委員の審査結果を集計後、審査員による採点の合計点数を審査員数で除した点数が90点に満たない場合には、適切な提案ではないと判断し、候補者又は次点者として選定しません。また、全者において適切な提案がない場合には、プロポーザルの手続きを中止することとします。

審査基準

別紙

審査の項目	審査の視点	配点
(1)基本的な考え方及び想定される効果	○本業務の取り組みのコンセプトや想定される効果は、事業目的が理解され、その実現に有効なものとなっているか。	20
(2)動画コンテンツ制作について	○動画コンテンツの制作にあたっては下記の視点の内容となっているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・県外居住者で、将来的に移住を検討している独身者や結婚の希望を持ちながら具体的な行動を起こしていない独身者に対して、効果的に行動変容・意識変容につながるきっかけとなりうる内容となっているか。 ・効果的に、本県の出会い・結婚支援事業(こうち出会いサポートセンター、マッチングシステム、出会いイベント、移住婚プロジェクト等)の紹介へ誘導することができる内容になっているか。 ・より多くの視聴者の印象に残る内容となっているか。(全動画共通) ・過去の実績において、発注者の求める内容を踏まえ、訴求力の高い動画を制作することができているか。 ○それぞれの内容について、絵コンテなどにより、提案内容及び提案理由について具体的に分かりやすく記載しているか。	90
(3)業務への取組体制	○責任者の位置づけがあり、事業を円滑に遂行できる組織体制、連携体制となっているか。 ○再委託先が存在する場合は、再委託する事業の内容及び合理的な理由並びに役割分担、業務実績が明確に記載されているか。 ○事業全体を把握し、委託者とのやりとりが円滑にできるような実施体制になっているか。	15
(4)業務全体のスケジュール	○業務全体のスケジュールは無理がなく、適正と思われるか。 ○業務が適切な作業項目に要素分解され、業務が円滑に実施できる開始・終了時期が明確にされた計画的な全体スケジュールとなっているか。	10
(5)経費見積	○見積額は企画提案内容に対して妥当な金額となっているか。 ○適正な見積価格となっているか。 ○関係のない積算内訳はないか。 ○必要な経費が見積額から欠落していないか。	10
(6)県が推進する施策への取組について	○「高知県ワークライフバランス推進企業」の認証を受けているか。 ○再委託における県内事業者の優先の取組について、次のいずれかに該当するか。 ①再委託先が高知県内に本店を有する者であるか ②全ての業務を参加者が実施し、再委託を行わない者であるか	5